番号	事業名	事業概要	所管課	令和3年度計画	令和3年度実績
1	基幹相談支援センターの運 営・機能充実	地域における障がい者相談支援の中核として、障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関との連携強化、相談支援事業者への支援、相談支援専門員の育成などを図ります。	障がい政策課	相談支援事業者の支援 相談支援専門員の育成	●相談支援事業者の支援、育成に向けて基幹相談支援センターの体制を見直し、令和4年度から人員を1名増員した。●相談支援専門員の新任向け研修を1回実施した。受講者1名。(計画の書き方等を、基幹相談支援センターへ来所してレクチャー)
5	相談支援・障がい児相談支 援の充実	個々の状況に応じた適切な支援の確保を図るため、相談支援事業所による計画作成及びモニタリングによる継続的な支援を行います。また、相談支援事業所による計画作成を望む人がサービスを利用できるよう、板橋区地域自立支援協議会相談支援部会などを活用し、課題解決に向けた検討・対応を図ります。	障がいサービス課	相談支援事業所による計画作成率向上の検討	●区内事業所の余力(計画作成可能数)を2か月に一度程度調査し、実態を把握した。 ●計画作成率向上のための実施方法を内部で検討し、現在の取組や今後の施策について地域自立支援協議会相談支援部会等で協議を行った。
21	板橋区発達障がい者支援セ ンター事業の実施・充実	成人期(概ね16歳以上)の発達障がい者に対する総合的な支援の拠点として、専門相談や社会参加支援、家族支援、関係機関との連携などを行うことにより、安定した日常生活又は社会生活が送れるよう自立と就労に向けた取り組み、安心して利用できる居場所づくりを行います。		実施	 【専門相談】精神保健福祉士、心理士等による相談支援を実施した。 【社会参加支援】発達障がいがある方を対象としたグループワーク、選択制プログラム等を実施した。 【家族支援】発達障がいがある方の家族を対象に福祉・医療ニーズに応じた家族学習会や日頃の悩みなど情報交換を行う機会を提供した。 【関係機関との連携】当事者、支援機関等が参加する運営委員会(令和3年度3回実施)にて、事業の課題や方向性を検討した。
22	子ども発達支援センター事業の実施・充実	発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児から概ね15歳までの児童とその家族などを対象に、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士、ソーシャルワーカーによる個別の面接相談を行うことにより、家族などの子育てを支援します。	健康推進課	専門相談の実施・充実	 ●専門相談利用人数 延900人 (令和2年度は新型コロナの影響で一時休止したが、令和3年度は休止する ことなく実施。) ●新規相談を積極的に受け、継続相談も定期的に電話連絡する等状況確認に努め、 支援が途切れることのないよう充実を図った。
24	サポートファイルの作成・ 運用	発達障がいのある人など、本人の生い立ちから現在の生活に至る成長の記録や支援内容を書き綴る「サポートファイル」を作成し、効果的な活用を図ることで、切れ目のない支援につなげていきます。	1	検討・作成	●完成後の運用方法や配布方法等を検討し、地域自立支援協議会障がい児部会にて、サポートファイル作成の進捗状況を報告し、令和3年度中の作成は達成できず、令和4年度に完成予定。令和4年度中の運用開始を目指している。
25	医療的ケア児等コーディ ネーターの配置	医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児等コーディネーターを配置することにより、障がい児支援の体制強化を図ります。	障がいサービス課	検討	●令和3年度第1回重症心身障がい・医療的ケア児等会議にて、資料を提出し検討を行った。
26	重症心身障がい・医療的ケ ア児等会議の運営	重症心身障がい・医療的ケア児に対する支援に関し、地域課題や対応策について、継続的に情報共有や意見交換を行うための協議の場として設置した「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」を活用し、必要な支援の検討と成長過程を繋ぐ連携体制をとります。		実態把握・課題抽出	 動問看護事業所を対象に、重症心身障がい・医療的ケア児に関する調査を実施した。(個人情報を収集しない範囲で、所属(支援)している重症心身障がい・医療的ケア児者の年齢・障がい程度等を調査した。) ●医療的ケア児等コーディネーターの配置や、通常の学級における受入体制整備等が課題として明確化された。

番号	事業名	事業概要	所管課	令和3年度計画	令和3年度実績
28	(児童発達支援事業所・放	な児童発達支援事業所を整備します(令和5年3月予定)。	 障がいサービス課 	既存事業所との連携 板橋キャンパスの調整 新設相談対応	 ●放課後等デイサービス事業所連絡会等により、受入状況や課題等について情報共有を行い、連携体制をとった。 ●板橋キャンパス(都有地活用)の整備については、コロナ禍による建設資材の高騰などの影響により、事業自体の見直しを行うこととなった。新規事業所が参入しやすい施策などの代替案を早急に検討していく。 ●令和4年1月、西台駅付近に医療的ケア児受入可能な放課後等デイサービス事業所開設。非常勤看護職員を配置し、看護師の勤務日によって医療的ケア児の受入可能となった。
29	医療的ケア児の受入環境の 検討・整備 (保育園・幼稚園)	平成28年の児童福祉法改正を踏まえ、受入環境を整備したうえで、区立保育園における医療的ケア児の受入れを行います。 幼稚園については、重症心身障がい・医療的ケア児支援体制連絡会において、潜在需要の把握に努めるとともに、受入環境について検討を進めます。	保育運営課学務課	(保育園)実施 (幼稚園)検討	 【保育園】受入体制整備園 2園 (上板橋保育園、高島平あやめ保育園) 受入園(受入人数) 1園 (高島平あやめ保育園 1名) 【幼稚園】本区での医療的ケア児受入の先行事例(子ども家庭部等)を もとに、実施方針案(ガイドライン案)等の検討に着手した。
30	検討・整備(小・中学校)	庁内関係部署により構成される、重症心身障がい・医療的ケア児支援体制 連絡会において、潜在需要の把握に努めるとともに、受入環境について検討 を進めます。	学務課 指導室	検討	●本区での医療的ケア児受入の先行事例(子ども家庭部等)をもとに、実施方針案 (ガイドライン案)等の検討に着手した。
45	備・機能充実	発達に障がい、もしくは遅れや偏りのある就学前の児童に対する療育機関の整備を促進し、児童の成長を支える体制の強化を行います。また、地域における障がい児相談支援や関係機関などとの連携強化を図るため、中核的な療育支援施設である児童発達支援センターの拡充を図ります。	障がいサービス課	3か所 (新規開設1か所)	● 2か所 ※令和3年度中に1か所開設予定だったが、開設予定の法人より、人員や予算の不 足等により令和3年度の開設が不可との相談があった。その後、法人側で課題をク リアし、令和4年4月1日に開設した。
53	児童発達支援事業所の整備・充実	東京都と連携して、情報提供や相談業務などを通じて整備(重症心身障がい児対応含む)を促進するとともに、児童相談所の開設に伴う設置市事務としての指導検査の中で、質の向上を図ります。		事業所連絡会実施 新設相談への対応 事業所への指導検査	●事業所連絡会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できなかった。 ※放課後等デイサービスについては、民間事業所主体で定例的に連絡会を開催する体制が整っていたが、児童発達支援事業所については、令和3年度まで連絡会が開催されていなかった。令和4年度より、児童発達支援事業所連絡会を立ち上げ、令和4年6月に第1回目を開催している。 ●新設相談への対応件数は、7件(令和3年度開設事業所は、2か所) ●より需要のある放課後等デイサービスの指導検査を実施したため、児童発達支援事業所の指導検査は実績なし。
61	放課後等デイサービスの整 備・充実	東京都と連携して、情報提供や相談業務などを通じて整備(重症心身障がい児対応含む)を促進するとともに、児童相談所の開設に伴う設置市事務としての指導検査の中で、質の向上を図ります。	障がいサービス課	事業所連絡会実施 新設相談への対応 事業所への指導検査	●事業所連絡会(書面会議) 1回開催した。●新設相談への対応件数は、7件 (令和3年度新設事業所は、1か所)●事業所への指導検査 集団指導:1回(事業所連絡会にて1時間程度)実地検査:1件
64	ンター(ハート・リーク)	区内障がい者の一般就労と職場定着を支援するため、関係機関との連携強化、職能訓練や情報提供、就職後の職場定着支援などを行うことで、障がい者が自らに合った仕事に就労できるよう、就労の機会拡大を図るとともに、就労の継続や定着の実現に向けた取り組みを進めます。	障がい政策課	新規就職者115人 就職後1年以上の職場 定着率90%以上	●新規就職者は、91人●就職後1年以上の職場定着率は、86.8%→コロナ禍による企業の業績悪化や勤務形態の変化(在宅勤務等)が考えられる。

番号	事業名	事業概要	所管課	令和3年度計画	令和3年度実績
66	区における障がい者雇用 (障がい者活躍推進計画) の推進	障がい者活躍推進計画に基づき、区職員の計画的な障がい者雇用に取り組むとともに、障がい者が活躍しやすい職場づくりや人事管理などによる雇用の質の確保を図っていきます。	人事課 障がい政策課	新規採用職員6名採用 障がい者活躍推進チー ムの運用	●新規採用職員を6名採用。●障がい者活躍推進チームにおいて、7月に電子会議を1回実施した。
67	チャレンジ就労の推進・拡充	障がいのある人の一般就労へのステップとなるよう、区役所において就労 経験を積む機会を提供し、障がいのある人の自立支援を図るとともに、区民 や職員に障がい者理解の啓発を図ります。 また、雇用期間の拡充など、ニーズに即した制度への見直しを図ります。	障がい政策課	採用枠・雇用期間の拡 充などの検討	●令和3年度雇用実績は、3名。●雇用期間 3か月→6か月に拡大した。※勤務状況により1回(6か月)のみ更新可能である。
68	民間企業における障がい者 雇用の促進	板橋区地域自立支援協議会(就労支援部会)を通じて、二一ズ把握による 支援策の検討や就労支援機関との連携により、民間企業における障がい者雇 用の促進を図ります。		ニーズ把握・検討	 ●民間企業における障がい者雇用について、ニーズ把握及び、それに基づく支援策を検討中。 ●ニーズ把握の手段として、民間企業へアンケートを実施することとし、設問案の作成まで行った。 ●令和4年度に調査(ニーズ把握)を実施し、令和5年度に支援策を検討する。
73	就労移行・定着支援事業所 の充実	板橋区地域自立支援協議会(就労支援部会)などを活用し、事業所間の連 携によるサービスの充実を図るとともに、民間事業所の参入促進に取り組ん でいきます。	障がい政策課	就職状況等の把握・検討	 ●区内一部の移行支援事業所は、定期的に報告を受け状況把握に努めた。 ●地域自立支援協議会第8期就労支援部会の部会員に、区内就労移行・定着支援事業所の所長等を新たに加え、部会員へコロナ禍における障がい者の就労の現状を伺い、現状の把握に努めた。 ●「(仮称)就労支援ハンドブック」の作成を開始した。
78	緊急時相談に対応できる環 境の整備	障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに必要なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な支援を行う機能について、基幹相談支援センターを中心とした整備に向け、検討・対応を図っていきます。	障がい政策課	実施状況を踏まえ検証	●一人での生活が難しい人を対象とした「(仮称)安心支援プラン」の運用方法の検討、検証を実施した。 (令和4年度6月の第1回相談支援部会において、プランの素案についての協議を実施)
79	緊急時の受入れ体制の整 備・充実	介護者の急病や障がいのある人の状態変化などの緊急時の受け入れや医療機関への連絡などの必要な対応を行う機能について、赤塚ホームにおける受入れの充実を検討するとともに、板橋キャンパス(都有地活用)に整備予定の短期入所施設において、受入れ枠を確保します。(令和5年3月予定)また、受入れ枠の充実を図るため、民間の短期入所施設との連携、協力体制の確保を検討していきます。	障がい政策課 障がいサービス課	・民間事業所との連携 体制の確保による充実 ・赤塚ホームの活用検 討	 ■緊急時の受入を行った際に支給する報酬を整理した。 ●基幹相談支援センターにおいて、支援者向けの短期入所の社会資源ガイドマップを作成し、緊急時の受入につながりやすい環境整備を実施することで、民間事業所との連携体制確保による充実を図った。 ●赤塚ホームについては、受入の充実を図るための施策として、人員体制の強化などについて協議を進めた。引き続き検討していく。 ●板橋キャンパス(都有地活用)の整備については、コロナ禍による建設資材の高騰などの影響により、事業自体の見直しを行うこととなった。代替案を早急に模索し、受入枠の確保を図っていく。

番号	事業名	事業概要	所管課	令和3年度計画	令和3年度実績
80	一人暮らしの体験の機会・ 場の確保	地域移行支援や親元からの自立などに当たって、共同生活援助(グループホーム)などの障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能について、板橋キャンパス(都有地活用)に整備予定の共同生活援助施設(グループホーム)において、受入れ枠を確保します。(令和5年3月予定) また、受入れ枠の充実を図るため、民間の共同生活援助施設(グループホーム)との連携、協力体制の確保を検討していきます。		民間事業所との連携体制の確保による充実	 ●就労体験の場について、令和4年1月の地域自立支援協議会第2回就労支援部会において協議を実施した。 ●板橋キャンパス(都有地活用)の整備については、コロナ禍による建設資材の高騰などの影響により、事業自体の見直しを行うこととなった。代替案を早急に模索し、一人暮らしの体験の機会・場の確保による充実を図っていく。
81	専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能について、基幹相談支援センターを中心とした整備に向け、検討・対応を図っていきます。	障がい政策課	実施状況を踏まえた検証	●人材養成のため、医療的ケア研修、虐待防止研修を各1回実施した。 【医療的ケア】令和4年2月 オンライン開催 15人参加した。 【虐待防止】令和4年2月 オンライン開催 26人参加した。 (この実施状況を踏まえ、令和4年度も各研修を実施することとし、議題や実施 方法、時期等について見直しを行った。)
82	多様なニーズに対応できる 連携体制の構築	コーディネーターを配置し、地域の様々な二ーズに対応できるサービス提供体制の確保や、社会資源の連携体制の構築などを行う機能について、基幹相談支援センターを中心とした整備に向け、検討・対応を図っていきます。		実施状況を踏まえた検証	 ●福祉の社会資源が分かりづらいため、基幹相談支援センターにおいて、支援者向けの短期入所の社会資源ガイドマップを作成し、社会資源の情報共有を図った。相談支援事業所の情報も支援者にとっては有益であるため、現在作成中である。 ●緊急時の受入を行った際に支給する報酬を整理。令和4年度第1回相談支援部会において、地域生活支援拠点の事業所として、緊急時の活動を行った相談支援事業所向けの報酬を説明した。
101	板橋区障がい者虐待防止セ ンターの運営	受付時間の延長などの検討や人材育成などの体制強化、虐待に関する意見 交換の場を設けることで、虐待に対し、連携を図りながら迅速・確実に対応します。	障がい政策課	検討・計画	●休日・夜間の虐待相談窓口の設置について検討し、令和4年度から事業を実施した。 ●令和3年度は、虐待防止センターの体制強化に関する検討や、虐待に関する意見交換の場を設けることについて検討した。令和4年度、地域自立支援協議会権利擁護部会にて、虐待事例を関係者間で共有するとともに、7月に虐待事例勉強会を実施し、意見交換を行った。
108	(仮称) 板橋区子ども家庭 総合支援センターの設置	複雑多様化する児童虐待相談へきめ細かな対応や、児童相談行政における 東京都と区の二元体制を解消し、あってはならない悲惨な事件や事故から子 どもたちを守るため、児童相談所を区に設置します。	子ども家庭総合支援センター支援課	施設竣工	●令和3年12月に竣工し、令和4年4月1日に板橋区子ども家庭総合支援センターを開設した。
111	障がい理解のための広報活 動の推進	区が発行する広報紙、情報誌、パンフレットなどを活用し、障がい及び障がい者に関する理解を促進します。また、学校や障がい者福祉施設などとの連携を図り、「障がい者週間記念行事」を中心に障がい理解のための広報活動を多様なメディアを活用して総合的に実施します。		・各種啓発紙の発行 ・障がい者週間記念行 事の実施	●障がい者週間にちなんで、広報いたばし11月20日号に障がいに関する事業等の紹介記事を掲載した。●コロナの影響により従来の事業が実施できなかったため、代替事業として「特別支援学校作品展」を実施した。
113	障がい者理解促進事業の実 施	障がい当事者を講師とし、小・中・高・大学及び町会・自治会、各種団体 などに向けた福祉体験学習を実施するとともに、ふれあいコンサートなどの 交流を行うことにより、障がいに対する区民の理解を深め、地域における ノーマライゼーションの普及、促進を図ります。		参加者:5,300人	●福祉体験学習参加者は、 2,817人。 ●ふれあいコンサートは中止した。 ※コロナの影響により実施できなかった事業もあり、参加者が予定を下回った。